

香芝市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月1日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市規則第43号

香芝市庁舎管理規則の一部を改正する規則

香芝市庁舎管理規則（平成3年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「維持」の次に「、美観の保持」を加える。

第2条中「事務事業」を「事務又は事業」に改める。

第3条第2項第1号中「秩序維持」の次に「及び美観の保持」を加え、同項第2号中「火災盗難等の予防」を「盗難及び火災その他の災害の防止」に改める。

第11条中「もので、」の次に「あらかじめ」を加える。

第14条の見出し中「立入り」を「集団による立入り」に改め、同条中「庁舎管理上」を「庁舎内の秩序の維持のために」に、「時間若しくは場所」を「行動の場所又は庁舎へ立ち入る時間」に、「又は必要な指示をする」を「庁舎への立入りを禁止する等の必要な措置を講ずる」に改める。

第15条の見出しを「（行為の禁止及び中止又は退去の命令）」に改め、同条中「、庁舎の管理上必要があると認めるときは」を削り、「禁止し、又は」の次に「その行為の中止若しくは」を加え、同条第3号中「でい酔等」を「泥酔等」に、「およぼし」を「及ぼし」に、「およぼす」を「及ぼす」に改め、同条第4号及び第5号中「し、又はしよう」とを削り、同条第6号中「若しくは」を「又は」に改め、「し、又はしよう」とを削り、同条第7号中「強要する」を「強要し、又は乱暴な言動をする」に改め、同条中第9号を第15号とし、第8号の次に次の6号を加える。

(9) 示威又はけん騒にわたる行為をする者

(10) 事務室内に無断で立ち入り、又は立ち入ろうとする者

(11) 指定された場所以外で喫煙し、又は喫煙しようとする者

(12) 物品等を放置する者

(13) 宗教及び政治的問題に関する演説行為等をする者

(14) 正当な理由なく長居し、執務を妨害する者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。